

PFOS 及び PFOA の水質検査の実施について

2025年1月6日に国土交通省水管理・国土保全局水道事業課ならびに環境省水・大気環境局環境管理課から、これまでPFOS及びPFOAの水質検査を行っていない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対し、可能な限り給水される水に係る水質検査を実施し、濃度の把握に努めるよう要請が出されました。

【PFOS 及び PFOA の水質検査要請の背景】

環境省において、2024年12月24日に2024年度第2回水質基準逐次改正検討会が開催され、水道水におけるPFOS及びPFOAの取扱いの改正方針案を議論し、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直すこと、基準値を現在の暫定目標値の考え方と同様、安全側を見て合算値として50ng/Lとすることが示されました。この方針案を踏まえ、環境省では、今後、基準化に向けて検討・手続き等を進めていく予定となっています。一方、国土交通省及び環境省が実施した「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」で、2024年9月末時点でPFOS及びPFOAに係る水質検査を実施していない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者も一定数存在していることが確認されています。

当社では水道水のPFASの分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社PFAS分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 2025年1月6日付 事務連絡（国土交通省・環境省）

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1.「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」について](#)
- [2.第36回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の開催について](#)

デクロランプラスの取扱いに関する意見募集について

「デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令(案)等」について、2024年12月27日から2025年1月25日までの間、意見募集が行われました。

【新たに制定する省令・告示の概要】

デクロランプラスについて、例外的に使用することができる用途を指定することに伴い、化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律の規定に基づき、以下の省令・告示を制定する。

- 「デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令(案)」
- 「デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(案)」(告示)

【今後のスケジュール(予定)】

- 省令について
公布日：2025年2月頃
施行日：2025年2月18日(政令改正と同日)
- 告示について
告示日：2025年2月頃
適用日：2025年2月18日(政令改正と同日)

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 2024年12月27日付 電子政府の総合窓口
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124156&Mode=0>)を引用して作成

- [3.石綿事前調査結果報告システムの一括申請様式更新について](#)
- [4.低濃度PCB廃棄物の無害化処理の申請について](#)
- [5.室内空気環境中のエチルベンゼンの指針値改定](#)
- [6.水質汚濁防止法等の施工状況について\(2023年度\)](#)



PFOS、PFOA が水道水質基準項目へ

国内でも検出事例が報告されている有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）が、2026年度から水道水質基準が設定される項目となる予定です。当社では、浄水、井戸原水等の分析実績があります。

お問い合わせはこちら



過去の記事はこちら

お問い合わせはこちら